



Title	書評 トマス・ポッグ(立岩真也監訳) 『なぜ遠くの貧しい人への義務があるのか：世界的貧困と人権』(生活書院、2010) 「殺すな」：遠くの貧しい人々への消極的義務を果たすための、グローバル正義論という処方箋
Author(s)	池田, 誠
Citation	応用倫理, 5, 94-98
Issue Date	2011-11
DOI	10.14943/ouyourin.5.94
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/51879
Type	bulletin (article)
File Information	07_ikeda_oyorinri_no5.pdf



[Instructions for use](#)

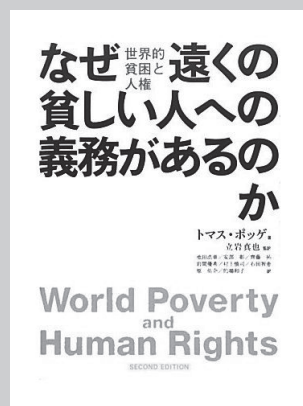
「殺すな」—— 遠くの貧しい人々への消極的義務を 果たすための、グローバル正義論という処方箋

池田 誠 (北海道大学)

書 評

トマス・ポッケ (立岩真也監訳)

『なぜ遠くの貧しい人への義務があるのか
—— 世界的貧困と人権』(生活書院、2010)



本書はトマス・ポッケが1992年から2001年までに発表したグローバル正義に関する論文を一部修正・改訂の上でまとめた著作 *World Poverty and Human Rights: Cosmopolitan Responsibilities and Reforms* (2002) に、2005年に発表された一本の論文および書き下ろしの最終章を追加した増補第二版(2008)の邦訳である。邦訳にあたり、冒頭に「日本語版への序文」が付されたほか、原著者ポッケの指示により、第二版の出版時に更新された一部の統計データがさらに更新されている。

まずは著者ポッケについて簡単な紹介をしておこう(なお、詳細は本訳書あとがきおよび論文「現実的な世界の正義」(児玉聡訳、『思想』993号、2007)に付された神島裕子による解題を参照していただきたい)。トマス・ポッケは独ハンブルク大学で社会学の学位を取得したのち、米ハーバード大学へ移り、そこでジョン・ロールズの指導の下、1983年に博士論文“Kant, Rawls, and Global Justice”を執筆、博士号を取得した。現在彼はイェール大学哲学科・国際研究科教授、オスロ大学自然界における心の研究センター総括研究員、オーストラリア国立大学応用哲学・公共倫理センター客員教授を兼任している。博士論文以来、ロールズ正義論の批判的継承およびそのグローバル正義への展開はポッケの思想の中心を占めており、代表作 *Realizing Rawls* (1989) や本書 *World Poverty and Human Rights* はこれら主題の展開の結晶と言えよう。また、2010年には本書の続編とも言える新著 *Politics as Usual: What Lies Behind the Pro-Poor Rhetoric* (Cambridge, Polity Press) を上梓した。

日本においても、前掲の二冊の著作および多数の論文によってすでに研究者の間ではポッケの思想は有名であったが、(上述の通り)2005年の論文“Real World Justice”が2007年に『思想』に掲載されて以降、彼の知名度はさらに高まりつつある。また、最近では彼のグローバル正義論はNHK・Eテレ『白熱教室 JAPAN』において宇佐美誠(東京工業大学)によって取り上げられた(初回放送2011年6月26日「正義は国境を超えられるか」)。今やトマス・ポッケの名は日本において——共感にあふれ、知と正義を求める——一般の人々の知るところとなった。ポッケのグローバル正義論を一望できる本訳書は、グローバル化に伴う各種の応用倫理的問題を研究する人々の助けとなるだけでなく、こうした一般の人々の知的渴望を充たす大きな一助ともなるであろう。

本書におけるポグゲの主張は挑発的である。彼によれば、われわれ先進国の人々は、現行の不公正なグローバル制度秩序を支持することを通じ、人類史上最大の人権侵害に加担している。しかもこれは、途上国の人々を貧困から救うという積極的義務（不完全義務）を（十分に）果たしていないということではない。むしろわれわれは、「他者に同意なく害を与えない」という消極的義務（完全義務）に違反しているのだ——ゆえに、われわれの途上国の人々に対する道徳的責任はより重い。

本書の議論は、この挑発的な主張を認めたくない人々からの反論に応答し、自説を擁護することへと向けられる。この際ポグゲは、「わずかな利益のために罪なき人々に深刻な害を加えてはならない」というわれわれの道徳的確信はもっともらしいとして、これを議論の定点に据える。彼が問題とするのは、「だが、われわれ（とわれわれが策定した既存のグローバル制度秩序）は国外の人々に深刻な害を加えてはいない」というわれわれの事実誤認と「われわれが国外の貧困を黙認することは道徳的に許される」という弁明の不当さである。そこで彼は、たしかな哲学・倫理学（メタ倫理学を含む）的議論を土台に、経済学的・社会学的な考察や各種の統計データを駆使してわれわれの事実誤認を指摘し、またさまざまな弁明に反論する。続いて彼は、積極的提案として、既存のグローバル制度秩序に代わるものとして、上記の議論の定点——彼の師ロールズという言葉の借りれば「われわれのしっかりした道徳判断（our considered moral judgments）」——をよりよく反映し、しかも政治的にも実行可能で安定した「別の公正なグローバル社会のあり方」の案をいくつか素描してみせる（後述）。読者は、哲学・倫理学と現実の世界とを説得力ある論証によってしなやかに架橋していくポグゲの議論に「応用倫理の実践」のひとつの理想型を見出すことだろう。

上記の議論を各章の内容を眺めながら確認していこう。本書はその概要を述べる序論と本書の主張を再確認する結論を含む全11章から構成される。序論においてポグゲは、20世紀、西洋諸国のさまざまな面における進歩と経済成長の一方で、途上国では依然として深刻な貧困と人権の保障の欠如が存続していること、そしてその費用はごくわずかであるにもかかわらず——深刻な貧困にあえぐ人々の不足分はわずか年5000億ドルであり、これは高所得諸国の年間総所得の1%にも満たない——先進国の人々が国外の貧困の根絶と人権の回復に十分な関心を向けていないことを指摘し、「われわれが自負する道徳的進歩とは結局単なるうわべだけのものではないのか」と問う。彼は先進国側の関心の不足を正当化する単純な弁明（世界の貧困撲滅への努力は（1）無益、（2）先進国自身を危険にさらす、（3）逆効果、（4）これ以上不要）および国境の強調に基づく弁明（（5）われわれは国外の人々が死ぬのを予防していないだけで彼らを殺してはいない、（6）国内の同胞の利益を国外の人々の利益より優先することは道徳的に許される、（7）途上国の人々を殺しているのはわれわれではなく途上国の独裁者たちである）を列挙し、それぞれに反論を加える。ポグゲはグローバル制度秩序の下での国境を超えた相互影響関係の深まりを指摘し、一方では不公正な、他方では独裁やクーデターへの誘因を与える現行のグローバル制度秩序を途上国に強制しその利益に与る限りで、われわれもまた途上国の人々に害を加えているのだと診断を下す。世界の貧困の撲滅と人権の回復とは、「他者を救う」という積極的で不完全な義務ではなく「相手に同意なく害を与えない」という消極的で完全な義務としてわれわれに課されているのだ。われわれは、途上国の人々の人権を保障し、彼らに正当な利益を与えるより公正なグローバル制度秩序

を実現することによってのみ、この消極的義務を果たすことができる。

第一章から第三章は最も哲学的な部分であり、ここでは彼のグローバル正義論の基礎をなす「社会正義」「人権」「道徳理論の構築方法」に関する哲学・倫理学上の論点が整理される。第一章と第二章では、各制度秩序の正義にかなう程度を比較評価する指標としてどのような人間の豊かさ (human flourishing) 定義に訴えるのが適切かが問われ、とりわけ価値観の多様な世界を扱うグローバル正義論においては「人権 (の保障の程度)」という定義がもっとも適切であると論じられる。ポグゲは人権をさまざまな基本的ニーズへのアクセスと定義し、社会的権利・経済的権利を含むものとして定義する。彼によれば、消極的義務を「不公正な制度秩序を強制して他者を傷つけない (基本的ニーズへのアクセスを妨げない) 義務」と理解することで、この主張は「人権が含意するのは消極的義務のみである」とするリバタリアニズムの主張と両立する。そして第三章では、われわれの「うわべだけの道徳的進歩」を暴くための予備的考察として、行為者の本来の道徳的責任や基本的な正義の消極的義務を回避または軽減するために道徳原理に巧みに組み込まれる「抜け穴」について考察がなされ、道徳理論はこうした抜け穴を持たないように構築されねばならないと主張される。

また、第三章は本書の第二の部分への架橋的役割を担っている。この第二の部分、第三章から第五章では、国外の貧困と人権の保障の欠如という倫理的問題に対して従来の学者たち (とりわけ『万民の法』におけるロールズ) がしばしば提示してきたナショナリズム的説明の道徳的誤りが論じられる。こうしたナショナリズム的説明は、国境の意義を強調し、正義の射程「内」と「外」を厳然と区別する。それによってこの説明はわれわれ先進国の人々に、「国内正義と国家間正義の問題を相互に独立した別々の問題である」「途上国の貧困を現地の政情不安定や独裁に原因を持つ「国内」問題である」「国外の貧困や人権保障の欠如はわれわれ先進国にとって「援助」「憐れみ」の問題である」といった、国外の貧困の黙認と途上国からの搾取を都合よく正当化する弁明や「抜け穴」を与える。だがポグゲによれば、世界は今やグローバル制度秩序を共有しそれを通じて緊密な相互影響関係にある。そして、途上国の支配者や軍部が独裁やクーデターへと促されるのは、何よりも先進国の政府や企業が既存のグローバル制度秩序を通じて、途上国の支配者に対し、その国を代表して自由に借り入れする特権 (国際的借入特権) とその国の資源を自由に処分する特権 (国際的資源特権) を認め厚遇するがゆえなのだと指摘する。いわばわれわれは、これら独裁者たちと一緒に途上国の人々に危害を加えているのだ。

本書の最後の部分、第六章から第九章では、「他者に同意なく害を与えない」という消極的義務をわれわれが全うするための、控えめで実行可能なグローバル制度秩序の改革の提案がなされる。第六章では、途上国における独裁やクーデターへの誘因を減らし、逆に途上国の民主制への安定した移行を支え促すような制度案として、参加国が借入特権と資源特権を与えるに値する民主制を達成しているかを審査する国際民主制パネルの創設と、民主制が再び転覆された場合に民主制時代の債務利子を債権者に支払う国際民主制貸付補償基金の創設が提案される。第七章では、世界の人々の人権をよりよく保障するような制度案として、従来のナショナリズムに代わり、個人の人権に基づく制度的コスモポリタニズムが提案され、またさまざまなレベルの政治的単位への主権の垂直的分散が提案される。第八章では、グローバル貧困層も自国の自然資源に対し正当な権原を有するとの考えから、所有権そのものの公正な分配と公正な協働のルールの新たなデザ

イン案として——つまり、購入者である先進国に本来正当に属す（はずの）ものを「施し」として強制的に再配分するという案としてではない——先進国や、グローバルな資源配当（Global Resource Dividend: GRD）という制度が提案される。最後に第九章では、市場競争という制度を維持しつつグローバル貧困層の必須薬への実質的なアクセスを保障するために、現行の TRIPs 協定（知的所有権の貿易関連の側面に関する協定）に代わる新たなグローバル製薬特許制度が提案される。この案によれば、先進国の製薬企業は、開発した新薬がグローバル貧困層を苦しめる疾病負荷（Global Burden of Disease: GBD）の減少に寄与する程度に応じて、有志の国々により創設された国際基金から報酬を支払われる。その一方で、途上国の製薬業者は安価で同等のジェネリック薬を製造する自由を保証される。ジェネリック薬による GBD への寄与も先進国の製薬企業の報酬に加算されるので、この特許制度の下で新薬の開発者とジェネリック薬の製造者の利益は調和するであろう。ポッゲによれば、以上の四つのグローバル制度秩序の改革は、「抜け穴」がないよう修正されたわれわれのグローバルな道徳理論（グローバル正義論）に合致するとともに、政治的・経済的にも穏当で費用はごく少なく、かつ自らを掘り崩す望ましくない誘因を生みだす心配もない安定した実現可能な提案である。彼によれば、こうした新たなグローバル制度秩序を実現することによって、そしてそれを通じて世界の貧困を削減し、グローバル貧困層の人権を保障することによってはじめて、われわれは自らがグローバル貧困層に対して持つ「相手を同意なく傷つけない」という消極的義務を果たすことができる。

以上、本書の議論をごく簡潔にまとめてきたが、ポッゲの本書における主張は最初の印象ほど挑発的なものではなく、むしろかなり説得的なものであると思われる。彼が提示するグローバル制度秩序の改正案も、民主制の達成度やそれぞれの新薬の GBD への貢献度の分析には実際上の困難が絶えず伴うだろうが、まずは堅実で穏当な案ではないだろうか。また、応用倫理における実際の提案としてポッゲが「社会制度の改正・再設計」というアプローチを採用していることは興味深い。彼は、倫理学者の仕事を個々の行為者（本書では、先進国・途上国の製薬企業や開発者、政府代表者など）が持つべき徳目を列挙するだけで事足りるとはしない。倫理学者はさらに（政治学者や経済学者、社会学者と協力して）、その徳目に反する行為への誘因を生み出さないような制度、すなわち、行為者がその徳目を過度の負担なく実践できるような制度、さらに言えばその徳目の実践によって行為者が報われるような制度の考案にもぐっと一歩踏み込むべきである。応用倫理学者として、われわれはこのポッゲの姿勢に大いに学ぶべきではないだろうか（一方、本書の理論上の側面については、消極的義務と積極的義務の関係とその優先順位などに対し批判が加えられ、そのいくつかについてポッゲはすでに「現実的な世界の正義」で応答しているので、そちらをご覧ください）。

ロールズを研究するものの観点から言えば、本書は（『万民の法』において国家間の正義論へと進んだロールズ自身とは別の）ロールズ的なグローバル正義論の展開のひとつとして非常に興味深い。ただしもちろん、グローバル正義論はロールズ的契約論に基づくものばかりではない。たとえば、マーサ・ヌスバウムは著作 *Frontiers of Justice* (2006) において、契約論的な人間観・協働観に代えて、アリストテレスやグロティウスらの自然法にもとづく目的論的な人間観・協働観を提示し、グローバル制度秩序は人々のさまざまなケイパビリティを十分に満たすようなものであるべきだと論じる。また、ピーター・シンガーもまた、古くからグローバル貧困層への「援助

の積極的義務」(ただし功利主義者シンガーはこの義務を完全義務と解する)を論じてきた(『グローバル化の倫理学 (One World)』(原著第二版 2004, 邦訳 2005) や *The Life You Can Save* (2009))。おそらく実践上の政策提言レベルでは、彼らの間でかなりの合意が達成されるだろう。だが理論上、とりわけ「他者への義務の本性」をどう理解するかというメタ倫理的レベルにおいては彼らの間に大きな違いがある。私見では、道徳を「互いに相手に対して自らの行為への説明責任を求め合う関係」と解し、道徳的義務を「相手に同意なく害を与えない消極的義務」と解するロールズの契約論アプローチのみが、グローバル貧困層への義務をまさに相手「に対する」義務として理解することができる。他方、ヌスバウムやシンガーの場合、グローバル貧困層への義務は究極的には「善意 (benevolence) や憐れみ (compassion) を持つ人間の種の本性的実現」(ヌスバウム) や「功利の最大化」(シンガー) の義務に求められることになる。この点では、私はポグゲの契約論的グローバル正義論の方に軍配が上がると思う。

このように、本書は一般の人々から応用倫理に携わるさまざまな分野の研究者、さらには倫理学プロパーまでも満足させ、さらなる知的探求を促す非常に水準の高い稀有な書物である。惜しむらくは——大庭健も本訳書の書評(『図書新聞』第 2978 号)において述べていたことであるが——訳に直訳や誤訳が目立ち読みにくく、また索引がオミットされている(ただし、監訳者のウェブサイト (<http://www.arsvi.com/b2000/0800pt.htm>) に索引および正誤表がある。また、書評に際し評者は本書中の訳について疑問のある箇所をリストアップし、researchmap 上に公開した (http://researchmap.jp/mul9injkt-1771018/#_1771018, あるいは researchmap 上で評者名で検索)。公開を快諾してくださった監訳者の立岩真也教授に心より感謝する)。とはいえ、本訳書が日本においてポグゲの思想を知らしめ、応用倫理とグローバル倫理のさらなる普及と深化に寄与する重要な作品であることは疑いない。今後日本において、本書は世界の貧困およびグローバル正義という問題を語る上で避けては通れない参照点となるだろう。